

令和4年12月12日

食品製造業、新聞業、出版業、
製本業及び印刷加工業の皆様へ

(一社)福島労働基準協会

労働安全衛生法施行令の改正のお知らせと当協会で実施している 「製造業職長教育」の受講のお薦めについて

皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様すでにご承知かとは思いますが、令和5年4月1日から、労働安全衛生法第60条(※)に規定されております「職長教育」を実施しなければならない対象業種が拡大されます。

そのことにより、いままでは「職長教育」を実施しなければならない対象となっていなかった「食品製造業」、「新聞業」、「出版業」、「製本業」及び「印刷加工業」の事業場の皆様も、今後、労働安全衛生法第60条に規定されております「職長教育」を実施しなければならなくなります(詳細につきましては別添の資料をご参照ください)。

当協会では、従来から各種製造業の皆様に対し、労働安全衛生法第60条に規定されております「職長教育」を実施してきた実績がございますので、「食品製造業」、「新聞業」、「出版業」、「製本業」及び「印刷加工業」の事業場の皆様におかれまして、今後当協会で実施する「職長教育」を是非受講されますよう、お薦め申し上げます。

なお、ご不明な点等につきましては、下記までお問合せ願います。

(お問合せ先)

〒969-8041 福島市大町4番4号(東邦スクエアビル2階)
一般社団法人 福島労働基準協会
(電話:024-522-4834、FAX:024-5215377)

※:労働安全衛生法第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 51 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 25 号。以下「改正省令」という。）については、令和 4 年 2 月 24 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行（一部令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和 3 年 7 月 19 日 公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）について、所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 改正政令関係

- (1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第 9 条の 3 関係）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 31 条の 2 の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第 57 条の 2 の 通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。

(2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大（令第 19 条関係）

法第 60 条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の 2 業種を追加したこと。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

- (3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加（令別表第 9 関係）

- (4) その他

その他所要の改正を行ったものであること。

(5) 施行期日（改正政令附則第1項関係）

改正政令は、令和5年4月1日（(3)については令和6年4月1日）から施行することとしたこと。

(6) 経過措置関係（改正政令附則第2項関係）

第3 細部事項

1 改正政令関係

(1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大について（法第31条の2、令第9条の3関係）

ア 化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業に係る仕事における労働災害を防止するため、化学物質の譲渡・提供時に通知される危険性・有害性情報等が当該仕事の請負人にも伝達されるよう、法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備を、対象設備として新たに規定し、対象設備の範囲を拡大したものであること。

(2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大について（法第60条、令第19条関係）

「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」については、近年の化学物質による労働災害の発生状況を鑑み、新たに職長等に対する安全衛生教育の対象としたこと。

以下省略

労働安全衛生法
施行令改正

食料品製造業、新聞業、出版業、
製本業及び印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から
職長等に対する安全衛生教育[※]が
義務化になります。



※労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています（合計12時間）。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

※「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

職長とはどのような立場の人でしょうか？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」とされています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長など、さまざまな名称で呼ばれています。名称はともかく、仕事を行う上で、現場で指揮、命令する人が職長です。

（出典：「職長の安全衛生テキスト 第4版」(中央労働災害防止協会)）

職長等の安全衛生教育の
対象業種が拡大されます